

## 『新福祉事業 任意脱退申出書』

所 属 所 名	
組 合 員 証 記 号 番 号	-
申 出 人 氏 名	(印)

(加入者→所属所共済組合事務主管課→共済組合)

私事都合により、新福祉事業の脱退を申し出ます

## 1. 脱退期日

_____ 年 _____ 月 控除分まで保険料払込【払込最終月を記入】
--------------------------------------

## 2. 「全部脱退」もしくは「一部脱退」いずれかを○で囲んでください。

《脱退時の注意事項》

⇒「新福祉事業 脱退する際のご確認」を必ずご確認ください。

全部脱退	
一部脱退(※)	



※一部脱退を選択した場合は、  
脱退する制度の欄に「×」と  
記入してください

	本 人	配偶者	こども
遺族福祉年金制度(基本コース)			
遺族福祉年金制度(継続コース)			
医療保障保険			
医療保障保険(充実型)			
医療保障保険(ケガ通院)			
総合医療保険			
重病支援制度(主契約)			
7大疾病保障特約			
がん・上皮内新生物保障特約			
退職後継続制度			

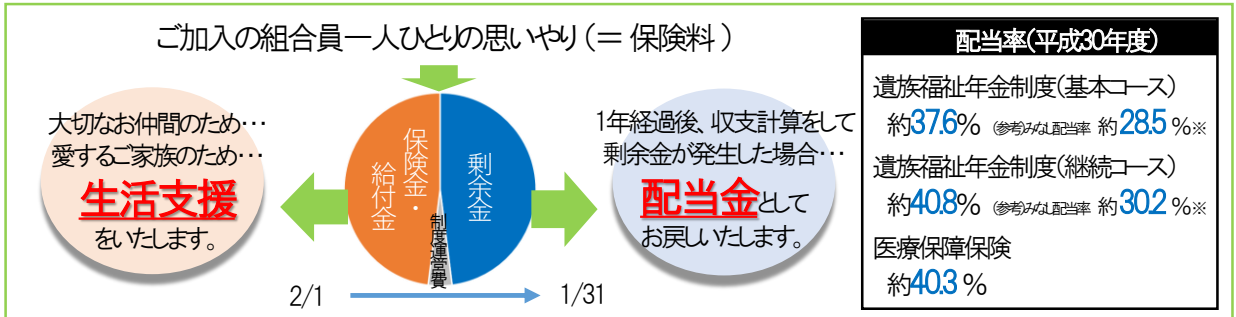
※配偶者・こどもが継続するには、本人の加入が必要です

※7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約は、重病支援制度(主契約)の加入が必要です

※医療保障保険(充実型)、医療保障保険(ケガ通院)、総合医療保険は、医療保障保険の加入が必要です

# 山梨県市町村職員共済組合 「新福祉事業」 脱退する際のご確認

保険期間途中で脱退された場合は配当金のお返しはできません。



再度ご加入する際は、健康状態の確認が必要になります。  
その結果、ご加入いただけない場合もありますのでご注意ください。

本人が脱退すると配偶者・子どもも脱退となります。  
なお、一部の制度のみ脱退することも可能です。  
(本人の遺族福祉年金制度(基本コース)への加入は必要です。)

請求もれはございませんか？ (平成30年2月1日～平成31年1月31日までのお支払い件数)

	遺族福祉年金制度 (基本コース)	遺族福祉年金制度 (継続コース)	医療保障保険	総合医療保険	重病支援制度
件数	8件	11件	247件	165件	17件
金額	14,750万円	5,930万円	約1,385万円	約2,281万円	約6,570万円

新福祉事業を脱退されますと、次のサービスも利用できなくなります。

## 遺族ガイダンス

- ライフガイド…遺族が受けられる年金給付・今後必要な諸手続き方法など、これからの生活に必要な情報をまとめたガイドブックについてご説明します。
- 家計収支推移表…ご遺族の家族構成を基に、家計シミュレーションを行い今後の支出と収入(年金)をイメージしてサガシ資料を提示します。

新福祉事業は、退職後も継続することができます。  
(遺族福祉年金制度(継続コース)加入で退職後保険年齢69歳まで)

## 【制度内容に関するお問い合わせ先(引受保険会社)】

明治安田生命保険相互会社 公法人第三部法人営業第一部  
電話番号 03-5289-7145

- 制度内容等の詳細については、パンフレットをご確認ください。
- 遺族福祉年金制度(基本コース・継続コース)・医療保障保険は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお支払いする仕組みとなっています。配当率はお支払い時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。
- 「医療保障保険 充実型」「医療保障保険 ケガ通院」「総合医療保険」「重病支援制度」「退職後継続制度」に、配当金はありません。
- 「遺族福祉年金制度(基本コース)」、「遺族福祉年金制度(継続コース)」、「医療保障保険」は別々に収支計算を行っています。
- ※2018年4月2日更新契約からは保険料率改定により、保険金支払などが過年度と同条件であった場合でも配当率が低下します。参考として、平成30年度の実績配当率を改定後の保険料水準にて再計算した配当率を記載しています。
- ・配当率は、今後変動することがありますので将来のお支払いを約束するものではありません。
- ・配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。